

## 馬見丘陵公園 トライアル・サウンディング募集要項

### 1. はじめに

トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用していただく制度です。

今回、奈良県営馬見丘陵公園（以下、「馬見丘陵公園」という。）において、暫定利用を希望する民間事業者（以下、「提案事業者」という。）を募集します。

なお、暫定利用終了後に馬見丘陵公園の活用可能性や課題を県にフィードバックしていただき、今後の公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者公募（以下、「今後の公募」という。）の条件等に反映させることを想定しています。

### 2. トライアル・サウンディング実施の目的

馬見丘陵公園は、四季折々の花々が楽しめる自然環境と、馬見古墳群を中心とした歴史的価値を兼ね備えた広域都市公園であり、年間約100万人が訪れる県内有数の憩いの場です。

季節ごとに咲き誇る花々や広がりのある緑地を活かし、訪れる人々にやすらぎと潤いのある時間を提供する「花の公園」として整備・運営を進めています。

春のチューリップや秋のダリアをはじめ、四季折々の花が彩る園内は、県内外から多くの来園者に親しまれており、自然と人が調和する空間として高い評価を得ています。また、園内で年5回実施される季節ごとの花のイベントをはじめとした、様々なイベントで賑わう公園としても認知されています。加えて、古墳群をはじめとする歴史的資源が点在し、地域の文化的背景を感じされることも大きな特色となっています。

一方で、来園者のさらなる増加や地域交流の促進、持続可能な管理運営体制の確立が今後の課題となっています。特に、50歳以上が来園者全体の8割弱を占めることから、若年層にも親しんでもらえる公園とすることが求められています。また、地域から公園へ、公園から地域への、双方向の人の流れを創出することも期待されています。

以上を踏まえて、奈良県（以下「県」という。）では、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした新たな利活用の可能性を検討するため、トライアル・サウンディングを実施します。

本取組は、民間事業者が実際に公園空間を一定期間利用することを通じて、事業の実現可能性や採算面の見通し、地域との調和を検証するとともに、県においては、公園の市場動向や利用者ニーズを把握し、今後の公募の条件等に反映させることを目的としています。

民間事業者の創意工夫により、様々なイベントでにぎわい、数多くの花々と古墳が息づく公園の実現に向けた取組が展開されることを期待しています。

### 3. 期待される効果

#### (1) 民間事業者

- ・事業参加に向けて現実的かつ効果的な事業計画を立てることができます。
- ・馬見丘陵公園の利用における課題や留意点を把握することで、今後の公募時の事業参加リスクを低減できます。
- ・民間事業者の提案が、馬見丘陵公園の利用者ニーズや地域性に合っているかを検証し、採算面の見通し等を事前に把握できます。

#### (2) 県

- ・馬見丘陵公園の市場性や利用者ニーズ、課題などを把握し、民間事業者の視点や意見を参考にすることで、今後の公募の条件等をより実効性のあるものにすることができます。
- ・民間ならではの自由な発想による提案を受けることで、公園利用者にとって魅力的な空間やサービスの創出が期待でき、地域の関心を高めることができます。

### 4. スケジュール（予定）

項目	日 程
募集要項等の公表	令和8年1月8日（木）
事前相談の受付・実施	令和8年1月15日（木）～令和8年2月13日（金）※
現地説明会の受付	令和8年1月15日（木）～令和8年1月28日（水）※
現地説明会の実施	令和8年2月2日（月）
提案書類の受付	令和8年1月8日（木）～令和8年2月18日（水）※
提案審査	令和8年2月19日（木）～令和8年3月中旬
審査結果の通知	令和8年3月初旬～令和8年3月中旬
トライアルに向けた事前協議	令和8年3月初旬～令和8年3月25日（水）※
使用許可手続	令和8年3月23日（月）～令和8年3月31日（火）
トライアルの実施可能期間	令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）
実績報告書の提出	トライアル終了後20日以内
ヒアリング調査	実績報告書提出後30日以内

※持参、対面の場合の受付時間：平日の9:00～16:00（12:00～13:00を除く）

### 5. 公園概要

#### (1) 馬見丘陵公園

所 在 地：(奈良県) 北葛城郡広陵町、河合町  
種 別：広域公園

面 積：約 56.2ha  
駐 車 台 数：982 台（臨時駐車場を含む）  
公園館開館時間：9:00～17:00  
駐車場利用時間：8:00～18:00（3月～5月、9月～10月）8:00～19:00（6～8月）  
8:00～17:00（11～2月）  
※詳細については、別添1の事業概要をご参照ください。

## （2）利用エリア

本トライアル・サウンディングにおける利用エリアは、トライアル・サウンディング実施制限箇所（別添2）を除く全ての区域を対象とします。

ただし、別添2以外のエリアについても、提案内容やトライアル実施日における現地の状況等により、利用を許可できない場合がありますので、詳細に関しては、事前相談にてご確認をお願いいたします。

## （3）公園の規制

馬見丘陵公園には、奈良県立都市公園条例第4条および奈良県立都市公園条例施行規則第12条による規制があります。

＜例＞

- ① 火気の使用
- ② 自転車の通行
- ③ キャンプ（寝泊まり）
- ④ ペットの入園 等

※提案事業が認められた場合、公園内での規制を緩和する可能性がありますので、事前にご相談ください。なお、提案内容によっては緩和できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

# 6. 参加要件

## （1）参加者の条件

### （ア）対象者

このトライアル・サウンディングに応募できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とします。

- ・馬見丘陵公園において令和10年度以降に実施する公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度に事業者又は協力事業者として参加予定している者、又は参加を検討している者。
- ・申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主であること。

#### (イ) 役割分担

提案事業者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に提案事業者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

#### (2) 提案事業者の除外要件

次のいずれかに該当する提案事業者は、トライアル・サウンディングに参加することはできません。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ・国税及び地方税を滞納している者。
- ・奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中である者。
- ・銀行の取引停止又は差押えを受けている者。
- ・役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）である者。
- ・役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である者。
- ・暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ・役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ・役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
- ・上記に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て（附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立て

がなされている者。

## 7. 提案要件

トライアルの提案内容は、「2. トライアル・サウンディング実施の目的」に沿ったものであり、かつ、以下の事項を遵守したものとします。また、複数の提案を提出することも可能とします。

- ・トライアル・サウンディング実施期間中における一時的な営利活動のみを目的とせず、馬見丘陵公園における官民連携（令和 10 年度以降の公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度、並びに前記に関係する事業）の導入につながるもの。
- ・県と内容等について調整を行い、確実に実施できる内容であるもの。
- ・馬見丘陵公園を利用する利用者の利便性やサービス等の向上が見込まれる利用内容であること。
- ・トライアル・サウンディング実施にあたって、県の財政負担を前提としないこと。

### (1) 提案の対象外

以下の事項に該当するトライアルの提案が提出された場合は無効とします。

- ・本取組の利用エリア外に悪影響を及ぼす可能性がある事業。
- ・政治的または宗教的活動。
- ・青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供など。
- ・騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）」第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の活動。
- ・公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。
- ・都市公園法やその他法令で禁止されている行為。
- ・そのほか、県が馬見丘陵公園との関連性が低い、または馬見丘陵公園で実施する内容として不適切と判断する行為。

※上記「5 (3) 公園の規制」に記載の、奈良県立都市公園条例第 4 条および奈良県立都市公園条例施行規則第 12 条に基づく規制については、当該部分に示すとおりとします。

### (2) トライアルの実施可能期間

トライアルを実施できる期間（実施可能期間）は以下のとおりとします。

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 28 日（日）

※公園館の開館時間外、駐車場の利用時間外の提案も可能としますが、その場合、別途駐車場の管理や警備員等の配置などが必要となるため、事前にご相談ください。なお、上記実施に要する費用については、全て提案事業者の負担とします。

## 8. トライアルの実施

### (1) 実施に関する条件

- ・トライアル・サウンディング実施に係る施設の使用料は原則免除とします。
- ・トライアル・サウンディングの実施に要する費用は、原則提案事業者の負担とします。
- ・公園内の水道・電気の使用については、県と協議の上、認められる場合は公園に備え付けられている範囲内（別添4参照）で使用できます。その場合、基本的に使用料は県が負担しますが、過度な使用が見受けられた場合は提案事業者に請求する可能性があります。
- ・本申請とは別に、関係法令等に基づき必要となる許認可、届出その他の手続については、提案事業者が自らの責任と負担において適切に行うものとします。
- ・各種申請や保険加入に係る費用は提案事業者の負担とします。
- ・暫定利用終了後は、原状回復を原則とします。
- ・安全対策には万全を期し、他の公園利用者への配慮を行うとともに、万一、紛争や事故等が生じたときは、提案事業者において解決してください。
- ・提案事業者の希望に応じて、県・地元市町村等による広報支援（HP、SNS等）や、設備（什器等）の貸出を行います。

### (2) リスク分担

トライアル・サウンディングは提案事業者が責任をもって遂行し、トライアル実施に伴い発生するリスクは、原則として提案事業者が負うものとします。

### (3) アンケート調査への協力

提案事業者は、トライアル実施に併せて、県が実施するモニタリング調査（アンケート調査等）にご協力いただきます。作業内容は、県が作成したアンケートへの回答依頼です。

※アンケート回答用のQRコードを記載したチラシの配布を想定しています。

### (4) トライアルの中止

申請した利用内容や、県からの許可条件に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、県からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合などは、トライアルを中止していただくことがあります。この場合に生じた損害について、県は一切責任を負いません。

### (5) その他

- ・トライアル実施の許可証が交付された提案事業者は、許可証に記載された許可条件のとおり馬見丘陵公園を使用し、申請した利用内容に応じたトライアルを実施すること

とができます。

- ・トライアルの準備から撤去まで、提案事業者の責任のもと、適切に実施することとします。
- ・使用後は後片付けをし、廃棄物は必ず持ち帰り、適切に処分することとします。
- ・暫定利用終了後は、提案事業者の負担により原状回復することとします。 また、施設に損害等が発生した場合は、原因者の責任において復旧することとします。
- ・BGMを流す場合は、音量に十分配慮することとします。

## 9. 申請方法

### (1) 提出書類一式

- ・トライアル・サウンディング参加申込兼誓約書（様式 1）
- ・公園占用許可申請書（様式 2）、若しくは公園內行為許可申請書（様式 3）
- ・トライアル・サウンディング実績報告書（様式 4）

### (2) 事前相談

- ・提案書作成のために事前相談を希望する者は、令和 8 年 2 月 13 日（金）までに、県 HP (<https://www.pref.nara.jp/item/329039.htm>) 内の、事前相談フォームにより申込してください。
- ・事前相談は、県と日程調整を行ったうえで実施いたします。

### (3) 現地説明会（任意参加）

- ・トライアル・サウンディング実施に向けて、より実情に即した提案をしていただくため、現地説明会を実施します。
- ・現地説明会に参加を希望する場合は、令和 8 年 1 月 28 日（水）までに県 HP の現地説明会申込フォームにて申込してください。

開催日時	令和 8 年 2 月 2 日（月）13 時 30 分～16 時 00 分（予定） ※詳細は、申込後に案内予定です。 ※現地説明会の開催後に名刺交換会を予定しています（参加任意）。
開催場所	馬見丘陵公園 公園館 2F 研修室 〒636-0062 北葛城郡河合町佐味田 2202
申込受付期間	令和 8 年 1 月 15 日（木）～令和 8 年 1 月 28 日（水）まで
現地説明会 申込フォーム	<a href="https://forms.office.com/r/JNj3jydeUv">https://forms.office.com/r/JNj3jydeUv</a>
その他	参加人数は 1 グループあたり 2 人までとします。 現地説明会では名刺交換会への参加を希望する事業者のみを対象に、 名刺交換会への参加を希望する他の事業者の名簿を配布予定です。

#### (4) 提案書類の受付

- ・トライアル・サウンディングを希望する事業者は、様式1に必要事項を記載の上、令和8年2月18日（水）までの期間に12.提出・問い合わせ先（奈良県、日本工営都市空間株式会社）へ電子メールにより提出してください。（※紙提出不可）
- ・メールの件名は「馬見丘陵公園トライアル・サウンディング参加申込\_（自社の商号又は名称）」としてください。

#### (5) 提案審査

提案書類に基づき、公園企画課において、以下の点において審査を行います。

なお、必要に応じて、提案内容のヒアリングを実施します。

また、トライアル・サウンディングの実施にあたっては、馬見丘陵公園の有効活用に向けて幅広い可能性を検証するため、複数の提案者の、実施希望期間や場所が重なった場合、重複している期間や場所において、各提案者の提案内容を踏まえて、複数の提案者に社会実験を実施していただけるよう実施内容や日程、場所を調整させていただきます。

評価項目	評価基準
提案内容	トライアル・サウンディング実施期間中における一時的な営利活動のみを目的とせず、馬見丘陵公園における官民連携（令和10年度以降の公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度、並びに前記に関係する事業）の導入につながるものであるか。
	「2. トライアル・サウンディング実施の目的」に沿った提案内容であるか。
	公園利用者の利便性やサービス等の向上が見込まれるか。
実現可能性	計画内容が実現可能なものとなっているか。
	適切な人数で実施にあたっているなど、提案内容を実施できる体制となっているか。
	準備・運営に係るスケジュールが妥当であるか。
公共性・公益性	地域のニーズに応じた公共性・公益性の高い事業であるか。
	一部の人のための閉鎖的な事業ではないか。
	地域と積極的に関わろうという姿勢があるか。
リスクマネジメント	発生しうるリスクに対する安全対策等に配慮しているか。
	他の施設利用者の安全に配慮し、かつ使用を著しく妨げないか。

#### (6) 結果の通知、公園内行為・占用許可の申請

- ・審査の結果は、各事業者に通知いたします。
- ・提案事業者のうち、馬見丘陵公園においてトライアル・サウンディングを実施する事業者として決定した者は、採用された提案について、提案の内容および事前協議により取り決めた事項に基づき、様式2~3の提出により事業実施に必要となる使用及び減免の許可を受けてください。
- ・審査結果に対する異議を申し立てることはできません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせにも、一切応じません。

#### (7) 留意事項

- ・提案書類等は本募集要項の内容を踏まえて作成してください。
- ・応募に関する全ての書類作成および提出に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- ・提出書類の著作権は提案事業者に帰属しますが、提出書類は提案事業者へ返却いたしません。
- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案事業者が負うものとします。
- ・提案にあたっては、事前に提案事業者の責任において関係法令等を確認してください。また、事業実施時における法令適合リスクは提案事業者に帰属することとします。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合及び提案者が「6. 参加要件」を満たさない場合には、失格とします。
- ・その他不明な点等がある場合は、事前相談の際に県にお問い合わせください。

### 10. トライアルの報告

#### (1) 実績報告書の提出

トライアル期間が満了した後に、馬見丘陵公園トライアル・サウンディング実績報告書(様式4)を提出してください。

#### (2) ヒアリング調査

実績報告書の内容をもとに、ヒアリング調査を行います。

なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知いたします。

## 1.1. その他

- (1) トライアル・サウンディングの提案内容及び実施結果等については、概要をホームページ等で公表する場合があります。
- (2) 公表にあたっては、対象者の氏名、企業名等の特定がなされない形で公表します。また、企業ノウハウに係る内容は公表しません。ただし、「奈良県情報公開条例」等の関連規定に基づき、情報公開の対象になる場合はその限りではありません。
- (3) 公表に当たっては、事前に各参加者へ公表内容等に係る確認を行う場合があります。

## 1.2. 提出・問い合わせ先

奈良県公園企画課 長岡、北村

住 所: 〒630-8501 奈良市登大路町 30

T E L: 0742-27-7517

E-mail: [ryokuchi@office.pref.nara.lg.jp](mailto:ryokuchi@office.pref.nara.lg.jp)

業務委託先（令和 8 年 3 月 19 日まで）

日本工営都市空間株式会社 戸知谷、馬淵、今川

住 所: 〒530-0015 大阪市北区中崎町二丁目 4 番 12 号 梅田センタービル 20 階

T E L: 06-6376-0521

E-mail: [ml-naraumamipark@n-koei.co.jp](mailto:ml-naraumamipark@n-koei.co.jp)

### 【参考資料】

別 添 1: 事業概要

別 添 2: トライアル・サウンディング実施制限箇所

別 添 3: 馬見丘陵公園 全範囲

別 添 4: 公園内のインフラ（水道・電気）

参考別紙 1: 貸出可能什器一覧

参考別紙 2: 馬見丘陵公園内実施イベント予定一覧